

大阪南消防組合消防長 様

住宅用防災警報器取付け申込書兼承諾書

大阪南消防組合住宅用防災警報器取付け支援規程に基づく住宅用防災警報器（以下「住警器」という。）の取付けの支援を受けたいので申し込みます。なお、下記の承諾事項に同意いたします。

申込み者	住所	(申込み者)	(代理人)
	氏名	(申込み者)	(代理人)
	電話番号	(申込み者)	(代理人)
	設置場所	設置希望場所と合計数を記入してください。(例) 1階居室、2階寝室、2階階段の上部、計3箇所	

住宅の所有状況	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家	【貸家の場合のみ記入して下さい。※持家の方は記入不要です。】 この申込みにより、住警器を家屋に取り付けることに承諾します。 所有者 氏名 住所
---------	---	---

承諾事項

- 1 対象世帯であることを確認するため、申込み時に身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）にて住所・氏名・生年月日等の確認、身体障害者手帳の確認を受けること。なお、郵送で申し込む場合は、申込書に身分証等のコピーを添付すること。
- 2 賃貸住宅等において、住警器の取付けにより生じた穴あき等の退去時に発生する修繕等については、当該住宅の約款等の基準に従い対応すること。
- 3 取付け後、住警器取付けに関する家屋等の損害賠償請求をしないこと。
- 4 取付け後、住警器の維持管理については申込み者等が定期的実施すること。

受付欄（消防職員が記載）	経過欄（消防職員が記載）

(裏面あります)

取付支援日時	日程調整者
年 月 日 時 分頃	

(取付けまでの流れ)

①「申込書」提出時に、身分証等で対象世帯であることを確認します。後日、申込み者に対して消防職員が電話し、取付支援日時を決定します。なお、郵送で申し込まれた場合も同様です。

※申込み時、災害が発生した場合、申込み者が多数となった場合及び新型コロナウイルス等の感染拡大状況によって、取付支援をお受けできない場合や延期する場合があります。予めご了承ください。



②決定した取付支援日に消防職員が伺い、申込み者又は代理人立会いのもと、住警器を取り付け致します。

※取付支援時、住警器の取付けが困難と判断した場合、取付支援できない場合があります。予めご了承ください。



③取付け後、取付け及び作動の確認を行い不備がない場合は、「住宅用防災警報器取付け及び作動確認書」に署名していただきます。

※取付け訪問に際しては、消防職員は大阪南消防組合の消防公務之証を携行しています。

※**機器、ビス等は取付支援申込み者でご用意下さい。取付け代のご負担はありません。**

お問い合わせ先	申込書提出先
<p>大阪南消防組合消防本部</p> <p>予防課</p> <p>TEL 072-958-9928</p> <p>FAX 072-958-9900</p> <p>E-mail yobou@khf119-osaka.jp</p>	<p>以下の場所に持参または郵送して下さい。</p> <p>大阪南消防組合消防本部 予防課（庁舎3階） 〒583-0015 藤井寺市青山3丁目613番地の8</p> <p>※以下の場所でも申込みできます。</p> <p>（藤井寺分署） 藤井寺市国府1丁目1番8号 （柏原分署） 柏原市河原町1番90号 （国分出張所） 柏原市国分本町2丁目5番5号 （羽曳野出張所） 羽曳野市羽曳が丘4丁目14番18号 （高鷺出張所） 羽曳野市島泉8丁目8番2号</p>